

パブリックコメントの実施方法について  
(案)

中間報告に関する一般国民からの意見募集については、「内閣府本府における意見公募手続等の運用要領」(平成18年3月 内閣府大臣官房総務課)を参考に、別紙の要領に基づいて行う。